

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則をここに公布する。

○高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則

(昭和48年12月8日教育委員会規則第6号)

改正 昭和50年3月4日教育委員会規則第2号	昭和50年10月31日教育委員会規則第10号	昭和51年3月5日教育委員会規則第2号
昭和52年3月8日教育委員会規則第1号	昭和53年4月1日教育委員会規則第3号	昭和53年11月7日教育委員会規則第6号
昭和56年3月27日教育委員会規則第5号	昭和56年12月4日教育委員会規則第13号	昭和57年4月1日教育委員会規則第3号
昭和58年11月1日教育委員会規則第7号	昭和59年4月1日教育委員会規則第3号	昭和61年10月28日教育委員会規則第8号
昭和62年10月6日教育委員会規則第6号	昭和63年10月26日教育委員会規則第7号	平成元年12月5日教育委員会規則第12号
平成2年12月4日教育委員会規則第8号	平成3年9月2日教育委員会規則第18号	平成4年9月11日教育委員会規則第17号
平成5年7月26日教育委員会規則第8号	平成5年12月24日教育委員会規則第20号	平成6年7月29日教育委員会規則第6号
平成7年12月1日教育委員会規則第27号	平成8年8月9日教育委員会規則第14号	平成9年8月1日教育委員会規則第18号
平成9年12月26日教育委員会規則第24号	平成11年3月30日教育委員会規則第10号	平成11年6月29日教育委員会規則第17号
平成12年3月28日教育委員会規則第6号	平成12年6月23日教育委員会規則第14号	平成13年6月29日教育委員会規則第7号
平成14年2月8日教育委員会規則第1号	平成14年7月5日教育委員会規則第14号	平成16年7月16日教育委員会規則第15号
平成16年11月9日教育委員会規則第25号	平成17年6月28日教育委員会規則第22号	平成17年7月29日教育委員会規則第28号
平成18年2月17日教育委員会規則第4号	平成18年7月4日教育委員会規則第12号	平成19年3月30日教育委員会規則第9号
平成19年6月29日教育委員会規則第13号	平成21年9月18日教育委員会規則第18号	平成22年7月9日教育委員会規則第11号
平成23年3月31日教育委員会規則第8号	平成25年3月31日教育委員会規則第7号	平成28年2月26日教育委員会規則第2号[未施行]
平成28年3月29日教育委員会規則第4号[未施行]	平成28年9月23日教育委員会規則第25号[未施行]	

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則
 県立高等学校にそれぞれ次の分校並びに課程、学科及び科を置く。

学 校	本・分 校	課 程	学 科 及 び 科
高知県立室戸高等学校	本校	全日制の課程	総合学科
		定時制の課程	普通科
高知県立中芸高等学校	本校	定時制の課程	普通科
高知県立安芸高等学校	本校	全日制の課程	普通科
高知県立安芸桜ヶ丘高等学校	本校	全日制の課程	工業に関する学科 環境エネルギー科 環境建設科 商業に関する学科 情報ビジネス科
高知県立城山高等学校	本校	全日制の課程	普通科
高知県立山田高等学校	本校	全日制の課程	普通科 商業に関する学科 商業科
		定時制の課程	普通科
高知県立嶺北高等学校	本校	全日制の課程	普通科
高知県立高知農業高等学校	本校	全日制の課程	農業に関する学科 農業総合科 畜産総合科 森林総合科 環境 土木科 食品ビジネス科 生活総合科
高知県立高知東工業高等学校	本校	全日制の課程	工業に関する学科 機械科 電子科 電子機械科 機械生産システム科
		定時制の課程	工業に関する学科 機械科
高知県立岡豊高等学校	本校	全日制の課程	普通科
高知県立高知追手前高等学校	本校	全日制の課程	普通科
	吾北分校	全日制の課程	普通科

高知県立高知丸の内高等学校	本校	全日制の課程	普通科 音楽に関する学科 音楽科
高知県立高知小津高等学校	本校	全日制の課程	普通科 理数に関する学科 理数科
高知県立高知西高等学校	本校	全日制の課程	普通科 外国語に関する学科 英語科
高知県立高知工業高等学校	本校	全日制の課程	工業に関する学科 機械科 電気科 建築科 土木科 工業化学科 総合デザイン科 情報技術科
		定時制の課程	工業に関する学科 機械科 電気科 土木科 建築科
高知県立高知北高等学校	本校	定時制の課程	普通科 看護に関する学科 衛生看護科
		通信制の課程	普通科
高知県立高知東高等学校	本校	全日制の課程	看護に関する学科 看護科 総合学科
		全日制の課程 (専攻科)	看護に関する学科 看護専攻科
高知県立高知南高等学校	本校	全日制の課程	普通科 国際関係に関する学科 国際科
高知県立伊野商業高等学校	本校	全日制の課程	商業に関する学科 キャリアビジネス科
高知県立春野高等学校	本校	全日制の課程	総合学科
高知県立高岡高等学校	本校	全日制の課程	普通科
		定時制の課程	普通科
高知県立高知海	本校	全日制の課程	水産に関する学科

洋高等学校			海洋学科 全日制の課程(専攻科) 水産に関する学科 航海専攻科 機関専攻科
高知県立佐川高等学校	本校	全日制の課程	普通科
		定時制の課程	普通科
高知県立須崎高等学校	本校	全日制の課程	総合学科
		定時制の課程	普通科
高知県立須崎工業高等学校	本校	全日制の課程	工業に関する学科 機械科 造船科 電気情報科 ユニバーサルデザイン科
高知県立禰原高等学校	本校	全日制の課程	普通科
高知県立窪川高等学校	本校	全日制の課程	普通科
高知県立四万十高等学校	本校	全日制の課程	普通科
高知県立大方高等学校	本校	定時制の課程	普通科
		通信制の課程	普通科
高知県立中村高等学校	本校	全日制の課程	普通科
	西土佐分校	全日制の課程	普通科
高知県立幡多農業高等学校	本校	全日制の課程	農業に関する学科 園芸システム科 アグリサイエンス科 グリーン環境科 生活コーディネート科
高知県立宿毛工業高等学校	本校	全日制の課程	工業に関する学科 機械科 建設科 電気科 情報技術科
高知県立宿毛高等学校	本校	全日制の課程	総合学科
		定時制の課程	普通科
高知県立清水高等学校	本校	全日制の課程	普通科
		定時制の課程	普通科

備考 次に掲げる課程は、単位制による課程とする。

1 全日制の課程の総合学科

- 2 定時制の課程
- 3 高知県立高知丸の内高等学校の全日制の課程の普通科
- 4 高知県立伊野商業高等学校の全日制の課程の商業に関する学科

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

(他の規則の廃止)

- 2 高知県立高等学校の課程、学科及び科の設置に関する規則(昭和 38 年高知県教育委員会規則第 1 号)は、廃止する。

附 則(昭和 50 年 3 月 4 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 50 年 10 月 31 日教育委員会規則第 10 号)

この規則は、昭和 50 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年 3 月 5 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 52 年 3 月 8 日教育委員会規則第 1 号)

この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 4 月 1 日教育委員会規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年 11 月 7 日教育委員会規則第 6 号)

この規則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 3 月 27 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 12 月 4 日教育委員会規則第 13 号)

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年 4 月 1 日教育委員会規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 58 年 11 月 1 日教育委員会規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年 4 月 1 日教育委員会規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年 10 月 28 日教育委員会規則第 8 号)

この規則は、昭和 61 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 10 月 6 日教育委員会規則第 6 号)

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 10 月 26 日教育委員会規則第 7 号)

この規則は、昭和 64 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 12 月 5 日教育委員会規則第 12 号)

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 12 月 4 日教育委員会規則第 8 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立高知北高等学校の定時制の課程(以下この項において「旧課程」という。)は、この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、平成 3 年 3 月 31 日に旧課程に在学する者が旧課程に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

附 則(平成 3 年 9 月 2 日教育委員会規則第 18 号)

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 9 月 11 日教育委員会規則第 17 号)

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 7 月 26 日教育委員会規則第 8 号)

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 12 月 24 日教育委員会規則第 20 号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年7月29日教育委員会規則第6号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年12月1日教育委員会規則第27号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年8月9日教育委員会規則第14号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年8月1日教育委員会規則第18号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成9年12月26日教育委員会規則第24号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月30日教育委員会規則第10号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年6月29日教育委員会規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立高知東高等学校の普通科及び国際に関する学科(以下この項において「普通科及び国際科」という。)は、この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、平成12年3月31日に普通科及び国際科に在学する者が普通科及び国際科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

附 則(平成12年3月28日教育委員会規則第6号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月23日教育委員会規則第14号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年6月29日教育委員会規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立安芸高等学校の商業に関する学科(以下この項において「商業科」という。)、高知県立安芸工業高等学校の工業に関する学科(以下この項において「電気科、工業化学科及び建設科」という。)、高知県立須崎高等学校の普通科(全日制の課程に限る。)及び商業に関する学科(以下この項において「普通科及び商業科」という。)並びに高知県立須崎工業高等学校の工業に関する学科のうち化学工業科及び電気科(以下この項において「化学工業科及び電気科」という。)は、この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日に高知県立安芸高等学校の商業科、高知県立安芸工業高等学校の電気科、工業化学科及び建設科、高知県立須崎高等学校の普通科及び商業科並びに高知県立須崎工業高等学校の化学工業科及び電気科に在学する者がそれぞれ高知県立安芸高等学校の商業科、高知県立安芸桜ヶ丘高等学校の電気科、工業化学科及び建設科、高知県立須崎高等学校の普通科及び商業科並びに高知県立須崎工業高等学校の化学工業科及び電気科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

附 則(平成 14 年 2 月 8 日教育委員会規則第 1 号)

(施行期日)

- 1 この規則中第 1 条の規定は平成 14 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立高知東高等学校の厚生に関する学科(以下この項において「衛生看護科」という。)は、第 1 条の規定による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日に衛生看護科に在学する者が衛生看護科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

(高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 3 高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則(平成 13 年高知県教育委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成14年7月5日教育委員会規則第14号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立伊野商業高等学校の商業に関する学科(以下この項において「流通ビジネス科」という。)、高知県立幡多農業高等学校の農業に関する学科(以下この項において「園芸科学科、農産科学科、森林科学科及び生活科学科」という。)並びに高知県立宿毛高等学校本校の普通科(全日制の課程に限る。)及び商業に関する学科(以下この項において「普通科及び情報ビジネス科」という。)は、この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、平成15年3月31日に高知県立伊野商業高等学校の流通ビジネス科、高知県立幡多農業高等学校の園芸科学科、農産科学科、森林科学科及び生活科学科並びに高知県立宿毛高等学校本校の普通科及び情報ビジネス科に在学する者がそれぞれ高知県立伊野商業高等学校の流通ビジネス科、高知県立幡多農業高等学校の園芸科学科、農産科学科、森林科学科及び生活科学科並びに高知県立宿毛高等学校本校の普通科及び情報ビジネス科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

附 則(平成16年7月16日教育委員会規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立安芸高等学校の文理に関する学科(以下この項において「文理科」という。)、高知県立高知農業高等学校の農業に関する学科(以下この項において「生産経済科、園芸科、林業科、農業土木科、畜産科、生活科学科及び食品化学科」という。)、高知県立高知丸の内高等学校の家庭に関する学科(以下この項において「家政科」という。)、高知県立大方商業高等学校の商業に関する学科(以下この項において「商業科及び情報科」という。)、高知県立中村高等学校本校の外国語に関する学科(以下この項において「英語科」という。)、定時制の課程の普通科及び通信制の課程の普通科並びに高知県立宿毛工業高等学校の工業に関する学科(以下この項において「機械工学科、自動車工学科、土木工学科、建築工学科、電気工学科及び情報工学科」という。)は、この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、平成17年3月31日に高知県立安芸高等学校の文理科、高知県立高知農業高等学校の生産経済科、園芸科、林業科、農業土木科、畜産科、生活科学科及び食品化学科、高知県立高知丸の内高等学校の家政

科、高知県立大方商業高等学校の商業科及び情報科、高知県立中村高等学校本校の英語科、定時制の課程の普通科及び通信制の課程の普通科並びに高知県立宿毛工業高等学校の機械工学科、自動車工学科、土木工学科、建築工学科、電気工学科及び情報工学科に在学する者がそれぞれ高知県立安芸高等学校の文理科、高知県立高知農業高等学校の生産経済科、園芸科、林業科、農業土木科、畜産科、生活科学科及び食品化学科、高知県立高知丸の内高等学校の家政科、高知県立大方商業高等学校の商業科及び情報科、高知県立中村高等学校本校の英語科、定時制の課程の普通科及び通信制の課程の普通科並びに高知県立宿毛工業高等学校の機械工学科、自動車工学科、土木工学科、建築工学科、電気工学科及び情報工学科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

附 則(平成 16 年 11 月 9 日教育委員会規則第 25 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 28 日教育委員会規則第 22 号)

(施行規則)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 3 項の規定は平成 20 年 4 月 1 日から、第 3 条及び附則第 4 項の規定は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立中芸高等学校の全日制の課程の普通科、高知県立安芸高等学校の定時制の課程の普通科、高知県立高知園芸高等学校の農業に関する学科(以下この項において「施設園芸科、園芸経済科、環境デザイン科及び生活科学科」という。)及び高知県立高知海洋高等学校の全日制の課程の水産に関する学科(以下この項において「マリン技術科、マリン工学科及びマリン科学科」という。)は、同条の規定による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に高知県立中芸高等学校の全日制の課程の普通科、高知県立安芸高等学校の定時制の課程の普通科、高知県立高知園芸高等学校の施設園芸科、園芸経済科、環境デザイン科及び生活科学科並びに高知県立高知海洋高等学校のマリン技術科、マリン工学科及びマリン科学科に在学する者がそれぞれ高知県立中芸高等学校の全日制の課程の普通科、高知県立安芸高等学校の定時制の課程の普通科、高知県立春野高等学校の施設園芸科、園芸経済科、環境デザイン科及び生活科学科並びに高知県立高知海洋高等学校のマリン技術科、マリン工学科及びマリン科学科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

- 3 第2条の規定による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立須崎高等学校久礼分校(以下この項において「須崎高校久礼分校」という。)は、同条の規定による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、平成20年3月31日において須崎高校久礼分校に在学する者が須崎高校久礼分校に在学しなくなる日以後の最初の3月31日までの間、存続するものとする。
- 4 第3条の規定による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立高知海洋高等学校の水産に関する学科のうち情報通信専攻科(以下この項において「情報通信専攻科」という。)は、同条の規定による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、平成21年3月31日に高知県立高知海洋高等学校の情報通信専攻科に在学する者が高知県立高知海洋高等学校の情報通信専攻科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

附 則(平成17年7月29日教育委員会規則第28号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則(平成17年高知県教育委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則(平成18年2月17日教育委員会規則第4号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年7月4日教育委員会規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、平成19年3月31日に高知県立安芸高等学校の定時制の課程、高知県立高知東工業高等学校の定時制の課程、高知県立高知工業高等学校の定時制の課程、高知県立佐川高等学校の定時制の課程、高知県立窪川高等学校の定時制の課程及び高知県立中村高等学校の定時制の課程に在学する者に係る課程は、当該在学する者がそれぞれ高知県立安芸高等学校の定時制の課程、高知県立高知東工業高等

学校の定時制の課程、高知県立高知工業高等学校の定時制の課程、高知県立佐川高等学校の定時制の課程、高知県立窪川高等学校の定時制の課程及び高知県立中村高等学校の定時制の課程に在学しなくなるまでの間、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日教育委員会規則第 9 号)

(施行期日)

- 1 この規則中本則の表高知県立大栃高等学校の項を削る改正規定及び次項の規定は平成 22 年 4 月 1 日から、その他の規定は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則(次項において「旧規則」という。)の規定により設置された高知県立大栃高等学校の全日制の課程の普通科(以下この項において「大栃高校普通科」という。)は、この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則(次項において「新規則」という。)の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日において大栃高校普通科に在学する者が大栃高校普通科に在学しなくなる日以後の最初の 3 月 31 日までの間、存続するものとする。
- 3 旧規則の規定により設置された高知県立仁淀高等学校の全日制の課程の普通科(以下この項において「仁淀高校普通科」という。)は、新規則の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日において仁淀高校普通科に在学する者が仁淀高校普通科に在学しなくなる日以後の最初の 3 月 31 日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 19 年 6 月 29 日教育委員会規則第 13 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立高知工業高等学校の全日制の課程のインテリア科(以下この項において「インテリア科」という。)は、この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日にインテリア科に在学する者がインテリア科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

附 則(平成 21 年 9 月 18 日教育委員会規則第 18 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立窪川高等学校の定時制の課程(以下この項において「定時制の課程」という。)は、この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日に定時制の課程に在学する者が定時制の課程に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

附 則(平成 22 年 7 月 9 日教育委員会規則第 11 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立高知南高等学校の全日制の課程の国際教養科及び国際科学科(以下この項において「国際教養科及び国際科学科」という。)は、この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日に国際教養科及び国際科学科に在学する者が国際教養科及び国際科学科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日教育委員会規則第 8 号)

(施行期日)

- 1 この規則中本則の表高知県立宿毛高等学校の大月分校の項を削る改正規定及び附則第 3 項の規定は平成 26 年 4 月 1 日から、その他の規定は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則(次項において「旧規則」という。)の規定により設置された高知県立伊野商業高等学校の全日制の課程のメディアクリエート科、国際観光科、情報デザイン科、ビジネス会計科及び情報処理科(以下この項において「メディアクリエート科、国際観光科、情報デザイン科、ビジネス会計科及び情報処理科」という。)は、この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則(次項において「新規則」という。)の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日にメディアクリエート科、国際観光科、情報デザイン科、ビジネス会計科及び情報処理科に在学する者がそれぞれメディアクリエート科、国際観光科、情報デザイン科、ビジネス会計科及び情報処理科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。
- 3 旧規則の規定により設置された高知県立宿毛高等学校の大月分校の全日制の課程の普通科(以下この項において「宿毛高校大月分校普通科」という。)は、新規則の規定にか

かわらず、平成 26 年 3 月 31 日において宿毛高校大月分校普通科に在学する者が宿毛高校大月分校普通科に在学しなくなる日以後の最初の 3 月 31 日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 25 年 3 月 31 日教育委員会規則第 7 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立高知東工業高等学校の全日制の課程の理工学科(以下この項において「理工学科」という。)は、この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日に理工学科に在学する者が理工学科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

附 則(平成 28 年 2 月 26 日教育委員会規則第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立須崎高等学校の全日制の課程の総合学科(以下この項において「須崎高校総合学科」という。)並びに高知県立須崎工業高等学校の全日制の課程の機械科、造船科、電気情報科及びユニバーサルデザイン科(以下この項において「須崎工業高校機械科、造船科、電気情報科及びユニバーサルデザイン科」という。)は、この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日に須崎高校総合学科及び須崎工業高校機械科、造船科、電気情報科及びユニバーサルデザイン科に在学する者がそれぞれ須崎高校総合学科及び須崎工業高校機械科、造船科、電気情報科及びユニバーサルデザイン科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日教育委員会規則第 4 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日に高知県立城山高等学校の全日制の

課程の普通科及び高知県立高岡高等学校の全日制の課程の普通科に在学する者に係る課程は、当該在学する者がそれぞれ高知県立城山高等学校の全日制の課程の普通科及び高知県立高岡高等学校の全日制の課程の普通科に在学しなくなるまでの間、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 9 月 23 日教育委員会規則第 25 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立高知北高等学校の定時制の課程の衛生看護科(以下この項において「衛生看護科」という。)は、この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日に衛生看護科に在学する者が衛生看護科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。